

公益財団法人西成労働福祉センター行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年9月1日～平成35年3月31日までの 4年7か月間
2. 内容

目標1：育児休業等の制度について、期間雇用者を含む全職員に周知を図り、子育てに関連する職員の休暇を促進する。

<対策>

- 育児・介護にかかる休暇取得の促進に関する諸制度に関するパンフレットを活用し、育児休業、妻の出産・男性育児・子の看護休暇等の制度を全職員に周知し、職員の休暇の取得促進に努める。

目標2：小学校就学前の子を持つ有期契約職員を含む全職員が希望する場合に、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働させることがないよう規程の改正を行う。

<対策>

- 平成31年4月～ 対象者を把握し、アンケート調査を実施、検討開始する。
- 平成32年4月～ 所管である大阪府と調整し、規定の改正を実施する。
- 平成33年4月～ 就業規則の改正を全職員に周知する。